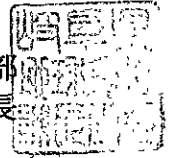


地環第846号  
平成22年2月12日

埋めてはいけない！核のゴミ実行委員会・みずなみ  
くらし しぜん いのち 岐阜県民ネットワーク } 代表者 様  
放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜

岐阜県環境生活部  
地球環境課長



事業仕分け作業における超深地層研究所計画の疑義に関する質問書  
について (回答)

平成22年1月21日付け質問書について下記のとおり回答します。

記

高レベル放射性廃棄物の処分場について、県はこれまで一貫して県内に受け入れる考えはない旨を表明しており、今後もその考えに変更はありません。

なお、事業仕分けの席上での今回の発言の意図等について文部科学省に照会し、別紙のとおり回答を得て、同省の考え方を確認しました。

担当：岐阜県環境生活部地球環境課大気環境担当  
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1  
☎058-272-1111 (代) 内線2696



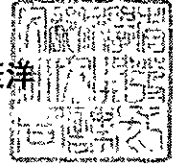
21受開原研第125号  
平成22年 2月 9日

岐阜県

環境生活部長 古田 常道 殿

文部科学省 研究開発局

原子力研究開発課長 板倉 康洋



深地層研究に関する「事業仕分け」における発言について（回答）

平成22年1月27日付地環第800号でご質問のありました下記のことにつきまして、以下のとおり回答させていただきます。

記

1. 「事業仕分け」で、仕分け人と文部科学省との間で前述のようなやり取りが実際に行われたかどうか。
2. 実際に行われたものであるならば、「非常に微妙なところであります」との発言は、一貫して「高レベル放射性廃棄物の処分場について県内に受け入れる考えはない。」としてきた当県としては、いたずらに県民の不安をあおるものであり、極めて遺憾であると考えますが、この発言は何を意図しているものなのか。

（回答）

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律においては、経済産業大臣が概要調査地区、精密調査地区及び最終処分施設建設地を定める責任の大臣とされております。お尋ねのありました表現は、経済産業省の所管である処分地選定に係る事項について行政刷新会議ワーキンググループ評価者から質問されたことを受け、文部科学省がお答えすることに微妙な面も含むという趣旨でお答えしたものです。

なお、引き続いての発言において「地元との関係では、そういう考え方でやっています」と回答しているとおり、文部科学省としては、これまでの地元との合意に基づき、高レベル放射性廃棄物処分技術の研究開発を進めて参りたいと考えております。

以上